

税金・健康保険料・年金保険料が納められない… 期限までに納付できない場合は早期に相談を

物価高が国民生活を圧迫しています。所得税や消費税、市・県民税などの税金、健康保険料や年金保険料などの社会保険料を「払いたくても払えない」状態に追い込まれ、やむなく滞納している課税対象者も少なくありません。

県内の民商会員も同様です。新商連営業動向調査における税・社会保険料の滞納の有無を尋ねる設問に、回答者のおよそ12.5%（80人）が「滞納している（分割納付を含む）」としています。

多くの小規模・個人事業者が苦しむ中、営業や暮らしの実態を考慮せずに売掛金や預金を差し押さえるなど、有無を言わさぬ滞納処分（差し押さえ）が全国で相次いでいます。

【滞納処分の流れ】

- ① 未納のまま納付期限を経過（期限を迎える前に相談を！）
- ② 督促状が届く（放置厳禁！）
- ③ 督促状発送日から数えて10日以内に完納されない場合、財産調査
- ④ 差し押さえ
- ⑤ 換価（差し押さえた財産を現金化する。こと。現金、債権は換価の対象外）
- ⑥ 配当（差し押さえた現金や債権、公売によって得た現金を、滞納している税金の徴収に充てる）

課税対象者の実情を理解した金額での分納が認められることもあります。しかし、徴税機関、またはその担当者によっては、威圧的な態度で納付を迫る事例が報告されています。

また、分納を約束し、きちんと納めているにもかかわらず、担当者が替わった途端に後任が「残額を一括で納めよ」と迫る、納税緩和措置（下段右囲み記事）の説明を怠るなどの不当な対応も見られます。



長岡版

発行編集
長岡民主商工会
長岡市中沢167-1
☎ 33-5948

2025年
11月10日
第2262号

消費税を5%に減税し、インボイス制度は廃止を大軍拡・大増税をやめよ
税務相談停止命令制度は廃止を

税金や社会保険料を納めることが難しくなりそうな場合は、納付期限を迎える前に民商の仲間に相談しましょう。督促状の放置は厳禁です。納税緩和措置（下記）を活用して、困難を何とか乗り越えましょう。

納税緩和措置とは（概要）

1 納税の猶予（国税）、徴収猶予（地方税）

適用条件：災害、火災、貸し倒れ、納税者や親族の病氣・負傷、事業の休廃止、事業上の著しい損失、賦課遅延の場合（修正申告を行い、申告期限から1年以上経過した後、税額が決定すること）

① 1年以内の納税が猶予され、延長（最長2年）も可。

② 差し押さえの解除を申請できる。

③ 延滞税が減額・免除される。

2 換価の猶予

適用条件：業績不振などの資金難

① 猶予期間（最長2年）の延滞税の2分の1が免除される。

② 差し押さえられている財産は、公売にかけられない。

③ 税務署長の裁量で適用される。

3 滞納処分の停止

適用条件：財産がなく、納税不能
3年後、または即時、納税の義務を停止。

大いに学び、大いに楽しみましょう！

学習会・懇親会のご案内

長岡民商は11月16日（日）、消費税に関する学習会を開き、温泉施設で懇親会を開催します。ご参加をお待ちしています！



日時 11月16日（日）9時45分～16時頃

会場 学習会：まちなかキャンパス402号室

懇親会：旬食・ゆ処・宿 喜芳

参加費 5000円

※11月11日（火）までにお申し込みください。